

承認第6号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市消防本部に配置する化学消防ポンプ自動車を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

令和4年8月9日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

## 専 決 処 分 書

かすみがうら市消防本部に配置する化学消防ポンプ自動車を取得することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和4年7月19日

かすみがうら市長 坪 井 透

### 化学消防ポンプ自動車の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

- |          |  |
|----------|--|
| 1 件 名    | 令和4年度化学消防ポンプ自動車(Ⅱ型)購入                                      |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札による契約  |
| 3 取得の価格  | 79,039,248円  |
| 4 契約の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号<br>三田ベルジュビル19階<br>株式会社モリタ 東京支店<br>支店長 山北 忠司 |

### 理 由

化学消防ポンプ自動車の取得にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、車両製作のための部品供給等が遅れており、国庫補助金の交付決定後から年度内に事業完了させるには、早急な購入契約の締結が必要なため。